

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2016年(平成28年) May 5月号

平成28年度鹿児島労働局行政運営方針について



えびの高原（えびの市）【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま……………1
 平成28年度鹿児島労働局行政運営方針について……2～5
 鹿児島労働局幹部着任挨拶……………6～7
 労働災害減少に向けた緊急要請について……………8
 平成27年の労働基準監督署における
 申告監督実施状況について……………8
 労務管理あれこれ
 ～36協定の過半数代表者の選出には
 管理監督者も投票できるのか～……………9

アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーンのご案内…9
 鹿児島労働局に「雇用環境・均等室」設置のお知らせ…10
 平成28年度労働保険年度更新手続のお知らせ……………11～12
 化学物質リスクアセスメントと自主的な措置について…13
 未就職卒業生に対する就職支援について……………14
 平成28年 業種別死傷災害発生状況（3月末速報値）…14
 平成27年 業種別死傷災害発生状況（確定版）……………14
 鹿児島県最低賃金総合相談支援センター開設のご案内…15
 平成28年6月の講習開催のご案内……………16

さくらじま

4月、社会人一年生の姿を見かけた。
 これから40年、いや50年間近くの

職業人生の幕開けである。

自分の入社した頃はどうか。なんと居心地のいい職場なのだろうかと思った。人見知りで口下手であった私が、周りの手助けでここにいる。入社した頃はシステムやパソコンはなく、電卓や手書きの時代だった。

ガラケーからスマホに変えて4ヶ月、アドレスを移すのが面倒で消去した。下手に触ったらいけないと思い、利用している機能は電話のみ。便利ようだが実感がない。

仕事の効率化は進んでいるが、仕事量や複雑さが増してい

るように思える。

ハラスメントという言葉をよく耳にする。“がんばるぞ”という新入社員の気概をパワハラが削いでしまう。会社にとっても職場の雰囲気が悪くなる。

自己主張と認容、プライバシー侵害とコミュニケーション、・・・十人十色なので接するのに気を遣う。パワハラ相談に共通する特徴として、失敗への許容度が低い職場、休みが取りにくい職場があるようだ。昔は失敗したことを思い出す（今も?）。

職場定着には人間関係が大事、長い職業人生を送るからには周りへ相談してもらいたい。

遠くで暮らす社会人一年生の我が娘にもエールを送りたい。

労働行政のあらまし（平成28年度 鹿児島労働局行政運営方針）

鹿児島労働局雇用環境・均等室

働く者の権利を守るために

●働き過ぎ防止に向けた取組の推進

- ① 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、労働時間管理、長時間労働を行わせた場合における面接指導の実施等を含む健康管理に関する窓口指導、監督指導等を実施します。
- ② 特に、各種情報から時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を徹底します。

●労働条件の確保・改善対策

- ① 管内の情報把握に努め、労働基準関係法令の周知・徹底を図り、問題が懸念される事案等についての確な監督指導等を迅速に実施し、重大又は悪質な事案に対しては厳正に対処します。
- ② 賃金不払残業が疑われる事業場に対する監督指導を徹底し、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進します。
- ③ 労働基準関係法令上問題のある申告事案については、その早期の解決のため、優先的に適切な対応を図ります。また、企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営を行います。

一般労働条件相談件数の推移



●最低賃金制度の適切な運営

- ① 鹿児島県で適用される最低賃金の周知・徹底と、その着実な履行確保に取り組みます。
- ② 最低賃金の履行確保上問題のある業種等を重点に監督指導等を実施し、遵守の徹底を図ります。

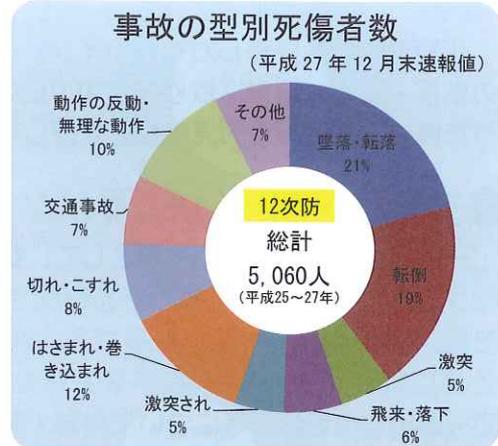
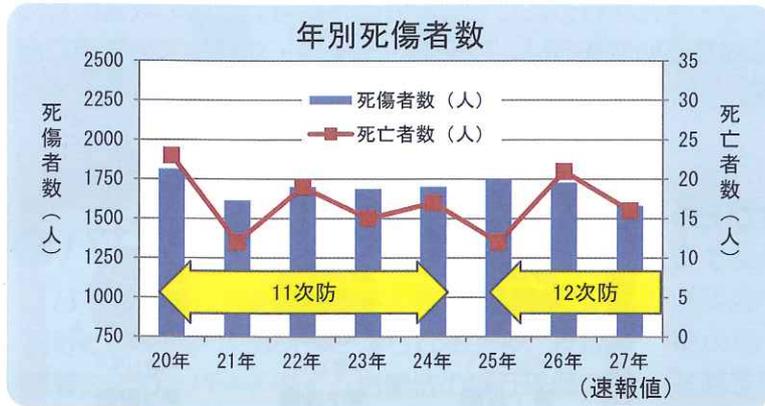
鹿児島県の最低賃金

最低賃金の種類		最低賃金額(時間額)	効力発生日
地域別最低賃金	鹿児島県最低賃金	694円	平成27年10月8日
特定(産業別)最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	732円	平成27年12月16日
	自動車(新車)小売業	762円	平成27年12月10日

最新の最低賃金額は最低賃金テレフォンサービスで確認できます TEL 099-223-8881

●労働災害の防止

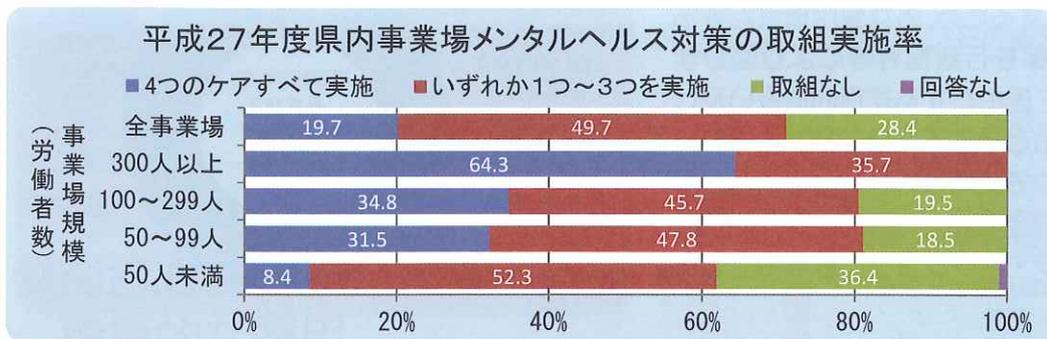
近年、労働災害が下げ止まり傾向にある中、災害が多発している業種及び事故の型に着目して、労働災害防止団体や業界団体との連携、県・市町村への働きかけ等により、具体的な災害防止対策の指導やリスクアセスメントの実施促進を図ります。



●職場における健康確保

化学物質を取り扱うすべての事業者に対して、化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報交付義務対象物質のラベル表示及び取り扱う際のリスクアセスメントの実施が義務化されることを踏まえ、制度の周知と関係法令遵守の徹底を図ります。

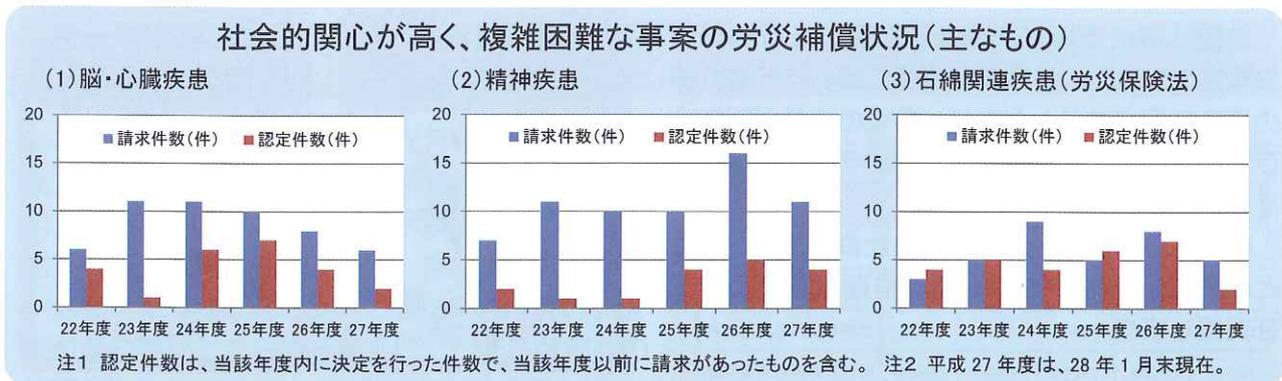
また、平成27年12月1日から施行となったストレスチェック制度実施の徹底を図りつつ、メンタルヘルスの「4つのケア」の普及を促進します。



※「4つのケア」とは、労働者によるストレスの気づき等(セルフケア)、管理監督者による環境改善等(ラインケア)、相談窓口の設置等事業場内産業保健スタッフ等によるケア、医療機関等事業場外資源によるケアのことをいいます。

●労災保険給付の迅速・適正な処理

労災補償行政の使命である迅速・適正な補償・救済の的確な実施について、今後とも取り組みます。特に社会的関心が高く複雑困難な事案が多い脳・心臓疾患事案、精神障害事案及び石綿関連疾患事案等については、認定基準等に基づき、より一層の迅速・適正な事務処理を推進します。



男女とも活躍できる雇用環境の確保のために

●働き方改革の推進

働き方・休み方を見直し効率的な働き方を進めていくため、「働き方改革推進本部」（鹿児島労働局に設置）のもと、主要企業の経営トップ等に対する働きかけ等を行い、各企業における働き方改革を促進します。

「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、労働時間等の設定の改善のための助言・指導、改善に取り組む中小企業に対する助成を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直しを支援します。

●女性活躍推進対策

一億総活躍社会実現の一環として、女性がその個性と能力を十分に発揮できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」に基づき、301人以上企業に義務化された一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表等について周知・徹底を図るとともに、認定に向けた取組が進むよう積極的に働きかけます。

女性活躍推進認定マーク「えるぼし」

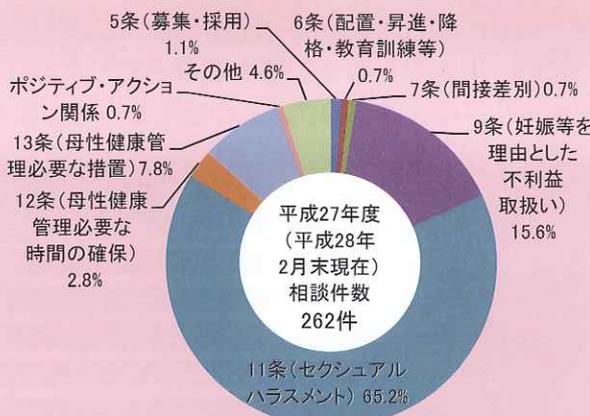


●職場における男女の均等な機会及び待遇の確保対策

労働者が性別により差別されることなく、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにするため、男女雇用機会均等法関係法令の履行確保を行政指導等により図ります。さらに、性別を理由とする差別的取扱い及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタハラ）に関する相談や労使間の紛争については、解決援助制度の活用などにより迅速に対応します。

また、ポジティブ・アクションに取り組む事業主を支援します。

均等法関係相談状況



●職業生活と家庭生活の両立支援対策

有期契約等非正規労働者を含めた男女労働者が、仕事と育児・介護の両立ができる職場環境を整備するため、行政指導等により育児・介護休業法の履行確保を図るとともに、育児休業などを理由とする不利益取扱い（マタハラ）などに関する相談や労使間の紛争については、解決援助制度の活用などにより迅速に対応します。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について、各企業の実態に即した行動計画の策定を促進するとともに、多くの企業が認定及び特例認定を目指した取組を進めるよう、積極的な働きかけを行います。

また、助成金の活用等により仕事と育児・介護との両立支援のための取組を推進している企業を支援します。

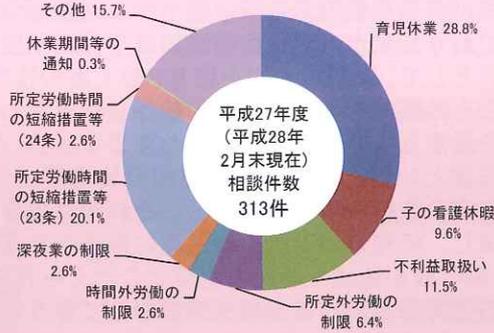
認定マーク「くるみん」



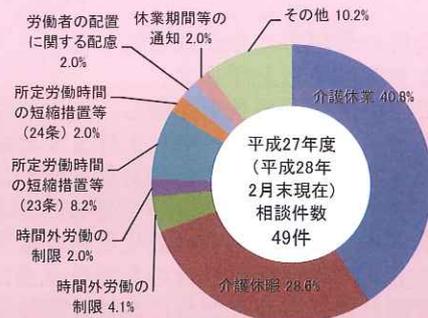
特例認定マーク「プラチナくるみん」



育児休業関係相談状況



介護休業関係相談状況

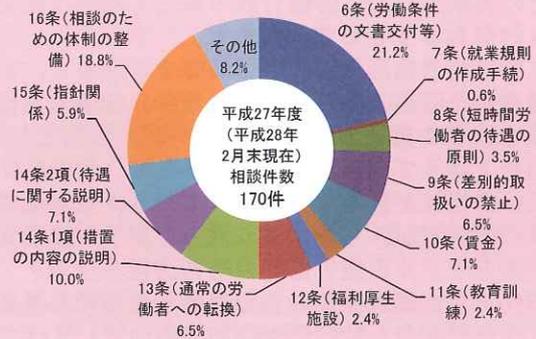


●パートタイム労働対策

パートタイム労働者の働き・貢献に応じて正社員等との均等・均衡待遇が得られるよう、行政指導等により、パートタイム労働法の履行確保を図ります。

事業主に対して、均等・均衡待遇への具体的な取組や実態に応じた正社員への転換推進制度についてのアドバイスをを行い、均衡待遇等の取組を支援します。

パートタイム労働法関係相談状況



●総合的ハラスメント対策の一体的実施

いわゆるマタニティハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントは複合的に生じることが多いため、一体的にハラスメントの未然防止を図るとともに、相談への迅速な対応を行います。

妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱い（マタハラ）には厳正な対応を行い、企業における職場のパワーハラスメントの予防・解決への取組、セクシュアルハラスメント防止対策への取組の促進を図ります。

●総合労働相談コーナーの積極的な運用

労働関係の相談を広く受け付け（ワンストップ・サービス）、適切な情報提供・アドバイスをを行います。また、紛争の実情を的確に見極め、助言・指導、あっせんの利用を積極的に勧奨します。

総合労働相談コーナー

鹿児島労働局雇用環境・均等室内
TEL 099-223-8239
各労働基準監督署内
鹿児島 TEL 099-214-9175
川内 TEL 0996-22-3225
鹿屋 TEL 0994-43-3385
加治木 TEL 0995-63-2035
名瀬 TEL 0997-52-0574

労働保険料等の適正な徴収

適正な保険料の申告・納付が行われるよう、事業主、事業主団体や労働保険事務組合に対する周知・広報に努め、労働保険未手続事業場の把握、加入指導による未手続事業場の一掃に取り組みます。

労働保険料の徴収については、事業主等に対し、納付督促時などあらゆる機会に、口座振替制度の利用促進及び期限内納付の徹底を図ります。

労働保険適用事業場数及び労働保険料収納額・率の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
労働保険料収納額 (単位:百万円)	25,719	27,057	24,388	24,359	25,374
労働保険料収納率	95.40%	95.66%	95.96%	96.87%	97.26%
労災保険適用事業場数	35,311	35,728	36,055	36,472	37,000
雇用保険適用事業所数	28,066	28,455	28,807	29,213	29,663



着任のご挨拶

鹿児島労働局長
えはら よしあき
江原 由明

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

4月1日付で鹿児島労働局長を拝命し、過日着任いたしました。何とぞよろしくお願い申し上げます。鹿児島には、随分以前に旅行で訪れたことはありますが、勤務するのは初めてです。

さて、全国的にみますと、少子高齢化という構造問題があり、少子高齢化に伴う就業者数の大幅な減少は、経済成長の制約要因となりうるとともに、社会保障の観点からもマイナスの影響が懸念されます。このため、「一億総活躍社会」を実現することが求められているところであり、その実現のために労働行政の果たす役割は極めて大きいものがあると考えております。

また、鹿児島労働局管内の雇用情勢をみますと、県内経済に緩やかな回復の動きがみられる中、有効求人倍率は緩やかな改善の動きが続いていますが、依然として、全国平均を下回っている状況です。さらに、労働時間や賃金不払いの相談が数多く寄せられており、労働条件にもなお多くの問題がみられます。他方、少子・高齢化の進行等がある中、非正規労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等といった課題も生じております

このような様々な行政課題が増加する中で、すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して安全かつ健康に働くことができる労働環境を確保するとともに、雇用の確保・改善を図り、女性の活躍を促進し、より多くの人たちが多様な働き方を選択して能力を発揮できる環境を整備していくことは、総合労働行政機関である鹿児島労働局の使命であると考えています。労働局として、こうしたことを実現していくためには、皆様方のご理解とご協力がなくてはならないと考えておりますので、引き続き、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

ここで、簡単に、私の略歴を申し上げます。出身は、旧島津侯爵邸がある東京都品川区です。昭和60年に当時の労働省に入省し、地方勤務は、昭和61年から1年間北海道庁商工労働観光部等に、平成6年から約1年間島根労働基準局に、平成16年から約2年間秋田労働局に勤務していたことがあります。鹿児島での勤務は4回目の地方勤務となります。赴任にあたり鹿児島での勤務を経験した方々にお話を伺ったところ、皆様非常に良いところのお話でしたので、勤務とともに、鹿児島県の文化・自然を楽しんでまいりたいと思っております。もとより微力ではございますが、精一杯努めてまいりますので、会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会のますますのご発展と会員の皆様のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局総務部総務課長
おりもと こうじ
折元 浩二

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして総務部総務課長を拝命致しました。

また、昨年度は総務部企画室に勤務しており、会員の皆様には一方ならぬご協力賜り、誠にありがとうございました。

さて、鹿児島県内の景気は緩やかに回復しつつあるとされておりますが、鹿児島労働局は平成28年度の行政運営方針として、雇用の安定を図り、働く者の権利を守り、男女とも活躍できる雇用環境の確保を図るため、各種の施策を展開していくこととしております。

総務課といたしましても、雇用環境均等、労働基準、職業安定の3行政の連携のもと、それぞれの専門性を十分発揮し、各施策が円滑かつ迅速に推進されることにより、労働行政が地域や県民の期待にこたえられるよう「縁の下力持ち」として、精一杯努力して参りたいと思っております。

今後とも会員の皆様におかれましては、これまで以上のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご繁栄を祈念いたしまして着任のご挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局労働基準部監督課長
さいとう ただし
斉藤 将

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして、鹿児島労働局労働基準部監督課長を拝命いたしました斉藤 将（さいとう ただし）と申します。何卒よろしく願います。

この3月までは滋賀労働局で勤務しておりました。出身は熊本県ですが、厚生労働省に入省してからずっと九州から離れておりましたので、16年振りに戻ってくるのができ嬉しい気持ちとともに、管内に5つの労働基準監督署を抱える規模の大きな鹿児島県で勤務することができること大変光栄に思っている次第でございます。

さて、労働基準監督行政における課題は何点かありますが、最重点課題は「長時間労働削減対策」であります。

現在政府では、一億総活躍国民会議において、新三本の矢の実現を目的としたニッポン一億総活躍プランの策定等が検討されているところでございます。その中で、第二の矢「夢をつぐむ子育て支援」や第三の矢「安心につながる社会保障」の項目の中に「長時間労働の是正」が盛り込まれることが検討されています。また、今年3月25日に開催された第6回一億総活躍国民会議では、安倍総理から「長時間労働の是正」について発言がありました。

こうしたことを踏まえ、労働基準監督行政における対応としては、今年度から労働基準監督署による監督指導を強化することとしました。その一つは、これまで月100時間超の残業が疑われる企業を監督指導の対象としていましたが、これを月80時間超へ拡大します。もう一つは、監督指導・捜査体制の整備として、都道府県労働局に長時間労働に関する監督指導等を専門に担当する「過重労働特別監督監理官」（かとか監理官）が設置されました。

今後これらの対策等により長時間労働の是正に取り組

んでまいります。長時間労働は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や女性の活躍を阻む原因となっていることから、その是正を図っていくことが必要であるということでございます。

会員の皆様におかれましては、長時間労働削減対策の趣旨をご理解賜りますとともに、長時間労働の削減にご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、貴会の益々のご発展と会員の皆様の方のご繁栄を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室長
ありむら ひでゆき
有村 英行

若葉の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして、鹿児島労働局総務部労働保険徴収室長を拝命いたしました。何卒よろしくお願い申し上げます。

これまで、各労働基準監督署や鹿児島労働局において、労災補償業務や労働保険適用徴収業務等に携わってまいりましたが、その間、会員の皆様方には、多大なるご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、労働保険制度は、労災保険給付や失業給付といったセーフティネットの基盤であるとともに、労働行政の各種施策等を財政面から支える重要な役割を担っております。

また、厳しい行財政事情の下、労働保険制度の運営に当たっては、費用負担の公平の確保等の観点から、労働者を雇用する全ての事業主の労働保険への加入と、労働保険料等の確実な納付が、より一層求められているところです。

このような状況の中、もとより微力ではありますが、本県の労働保険制度の円滑な運営のため精一杯努力してまいりたいと存じますので、これまで以上に会員の皆様方の格別なご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働保険の年度更新に係る申告・納付は、来る6月1日（水）から7月11日（月）までとなっております。

すので、ご協力のほどよろしくようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局労働基準部賃金室長
にしだ かずほ
西田 和宝

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして賃金室長を拝命致しました。何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、当室では、最低賃金の決定に関する事務、最低賃金の決定に資するための賃金関係統計に関する事務、最低賃金の履行・確保対策の推進等に係る業務を行っております。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図るとともに、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保するなど、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としているもので、極めて重要な業務と考えているところでございます。

鹿児島県の現在の最低賃金は、「鹿児島県最低賃金694円」、「鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）最低賃金732円」、「鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金762円」と決定され、県内のすべての労働者に適用されているところでございます。

このような最低賃金制度が社会のセーフティネットとしての機能を十分に果たすよう行政を推進しなければならないと考えているところです。

もとより微力ではございますが、精一杯努力して参りたいと存じますので、会員の皆様方の格別なご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご繁栄を祈念いたしまして着任のご挨拶とさせていただきます。

平成28年度鹿児島労働安全衛生大会

大会の特別講演者が決定しました。

開催日 平成28年7月1日（金）13時00分～

会場 鹿児島市民文化ホール 第2ホール

第1講演者

原口 泉 先生 志學館大学教授、鹿児島県立図書館長
演題：五代友厚と小松帯刀 ～薩長同盟から産業革命～（仮称）

第2講演者

黒沢郁夫 先生 黒沢労働安全衛生コンサルタント事務所長
演題：化学物質のリスクアセスメントについて ～法改正による化学物質の強化～

◇◇◇ 多数の参加をお待ちしています。 ◇◇◇

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会（電話099-226-3621労働基準協会内）

労働災害減少に向けた緊急要請について

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成28年4月14日、労働災害防止団体等代表者会議において江原由明鹿児島労働局長より諏訪健祐当協会長へ労働災害減少に向けた緊急要請書（別紙）が手渡されました。

鹿児島労働局によると鹿児島県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成27年は対前年比で22人（1.3%）増加し、1,751人となるなど過去5年間で最も多い数字となったとのこと。

各職場におかれましては、労働災害防止に向けた一層の取組を積極的に推進して下さいますようお願い致します。（別紙）

公益社団法人鹿児島県労働基準協会 平成28年4月14日
会長 諏訪 健祐 殿
鹿児島労働局長

労働災害減少に向けた緊急要請について

平素より労働安全衛生行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、近年高止まりで推移しており、平成27年は対前年比で22人（1.3%）増加し、1,751人となるなど過去5年間で最も多い数字となりました。また、死亡者数は対前年比で4人減少はしたものの、17人と高い水準となっています。

第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）では目標値として平成24年比で労働災害による死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少させること、死亡者数を各年15人以下とすることを掲げて取り組んでおりますが、この観点からすれば、平成27年の労働災害の発生状況は大変遺憾なものであり、極めて深刻な事態であると受け止めています。

また、このような厳しい状況を改善していくためには、行政と労働災害防止団体等とが緊密に連携し合い、一体となって取り組んでいくことが重要であると考えられます。

つきましては、貴団体におかれましても、労働災害防止について豊富なノウハウを持つ業界の労働災害防止対策の推進役として、12次防の取組を一層推進されるとともに、傘下会員に対する労働災害防止対策への働きかけ等に関し、特段の御配慮を賜りますよう、ここに要請をいたします。

平成27年の労働基準監督署における申告監督実施状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、県内の5つの労働基準監督署において、申告・相談に対して迅速・的確に対応し、その早期解決を図ることに努めています。

労働者は、労働基準法等の法律に基づいて、事業場において労働関係法令に違反する事実があるときは、その事実を労働基準監督署等に申告し、是正のための措置をとるように求めることができるとされております。

平成27年（1月～12月）に県下の労働基準監督署において処理した労働基準法等に基づく申告監督実施件数は、別表1のとおり264件で、うち193件（73.1%）において申告事項に関する違反が認められました。

申告事項ごとの違反では、別表2のとおり賃金不払いが最も多く161件、次いで解雇が25件の順でした。

依然として厳しい経済情勢下ではありますが、事業場におかれては、労働基準法を始めとする関係法令を遵守し、働きやすい職場環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。

別表1 業種別申告処理状況（平成27年1月～12月分）

業 種		鹿児島労働局		
		区 分	監事実場数	業違場反数事
製 造 業	食 料 品 製 造 業	6	6	100.0
	織 維 工 業	0	0	0.0
	衣服その他の繊維製品製造業	0	0	0.0
	木材・木製品製造業	1	1	100.0
	家具・装備品製造業	0	0	0.0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0.0
	印刷・製本業	1	1	100.0
	化 学 工 業	0	0	0.0
	窯業土石製品製造業	1	1	100.0
	鉄 鋼 製 造 業	0	0	0.0
	非 鉄 金 属 製 造 業	0	0	0.0
	金 属 製 品 製 造 業	0	0	0.0
	一般機械器具製造業	1	0	0.0
	電気機械器具製造業	1	0	0.0
	輸送用機械等製造業	1	1	100.0
電気・ガス・水道業	0	0	0.0	
その他の製造業	4	3	75.0	
小 計	16	13	81.3	
鉱 業	石 炭 鉱 業	0	0	0.0
	土 石 採 取 業	0	0	0.0
	その他の鉱業	0	0	0.0
	小 計	0	0	0.0
建 設 業	土 木 工 事 業	9	4	44.4
	建 築 工 事 業	26	21	80.8
	その他の建設業	8	5	62.5
	小 計	43	30	69.8
運 輸 交 通 業	鉄道・軌道・水運・航空業	0	0	0.0
	道路旅客運送業	7	6	85.7
	道路貨物運送業	17	14	82.4
	その他の運輸交通業	0	0	0.0
小 計	24	20	83.3	
貨 物 取 扱 業	陸上貨物取扱業	1	1	100.0
	港 湾 運 送 業	1	1	100.0
	小 計	2	2	100.0
工 業 的 業 種 計		85	65	76.5
農 林 業	農 業	3	2	66.7
	林 業	1	1	100.0
	小 計	4	3	75.0
畜 産 ・ 水 産 業	畜 産 業	1	0	0.0
	水 産 業	2	2	100.0
	小 計	3	2	66.7
商 業	商 業	66	48	72.7
	金融・広告業	2	1	50.0
	映画・演劇業	0	0	0.0
通 信 業	通 信 業	0	0	0.0
	教育・研究業	5	5	100.0
	医療保健業	10	5	50.0
保 健 衛 生 業	社会福祉施設	21	16	76.2
	その他の保健衛生業	7	4	57.1
	小 計	38	25	65.8
	接 客 娯 楽 業	旅 館 業	9	8
飲 食 店		25	20	80.0
その他の接客娯楽業		1	1	100.0
小 計		35	29	82.9
清 掃 ・ と 畜 業	清 掃 ・ と 畜 業	11	8	72.7
官 公 署	官 公 署	0	0	0.0
そ の 他 の 事 業	派 遣 業	4	0	0.0
	その他の事業	11	7	63.6
	小 計	15	7	46.7
非 工 業 的 業 種 計		179	128	71.5
合 計		264	193	73.1

別表2 違反事項種別（平成27年1月～12月）

鹿児島労働局										
主要事項別違反事業場数										
均等 待遇	同男 賃金 女	賃 金 不 払	労働基準法			最 低 賃 金 法	労働安全衛生法		じ ん 肺 法	
			解 雇	労働時間等 一 年 少 者 他	そ の 他		安 全	衛 生		
										そ の 他
0	0	161	25	0	0	12	7	0	1	0

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

36協定の過半数代表者の選出には管理監督者も投票できるのか

（Q）36協定の労働者代表の選出についてお尋ねします。

今年の10月に、これまで労働者代表を勤めていた者（仮にA）が課長に昇格しました。当社では、課長は労働基準法の管理監督者であると考えておりますので、別の者を労働者代表に選出することとなりました。

ところが、Aは過半数代表者にはなれないが、投票はできるはずだと言っています。そこで質問なのですが、労働者代表を選出する際、Aのような管理監督者を含めて投票などの選出作業を実施しなければならないのでしょうか。

管理監督者も労働者であり投票する権利がある

（A）ご質問によると、これまで労働者代表を勤めていたAさんが課長に昇格したため、御社では新たに過半数代表者を選出されるとのこととです。

ところで、ご質問にある管理監督者とは、行政解釈で「一般的には、部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきもの」とされています（昭22・9・13 発基第17号、昭63・3・14 基発第150号）。

したがって、管理監督者であるか否かは、単にその者が課長であるなどの理由で判断されるわけではありません。

ここでは、Aさんは適法な管理監督者であると仮定し

て話を進めます。

36協定などの締結当事者となる、過半数代表者の選出については、過半数代表者が①労働基準法第41条の管理監督者でないこと②法に規定する協定などをする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手などの方法により選出された者であることの両方を満たす必要があります（労働基準法施行規則第6条の2第1項）。

したがって、10月に管理監督者になったAさんについては、今後過半数代表者として、36協定を結ぶ当事者となることはできません。

ただし、仮に事業場内にAさんのような管理監督者しかいない事業場については、前記②の条件を満たす者を過半数代表者として選出することができることとされます（同条第2項）。

一方、過半数代表者の選出については、行政解釈で「労働基準法第36条第1項の協定は、当該事業場において法律上又は事実上時間外労働又は休日労働の対象となる労働者の過半数の意思を問うためのものではなく、同法第18条、第24条、第39条及び第90条にけると同様、当該事業場に使用されているすべての労働者の過半数の意思を問うためのもの」とされています（昭46・1・18 45基収第6206号、昭63・3・14 基発第150号、平11・3・31 基発第168号）。

つまり、管理監督者は過半数代表者にはなれませんが、その選出にあたっては、投票するなどの権利を有しているわけです。

したがって、御社の場合も、Aさんを過半数代表者に選出することはできませんが、投票などの選出作業は、Aさんのような管理監督者も含めて行う必要があります。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施します。

鹿児島労働局雇用環境・均等室

鹿児島労働局では、大学生等を対象にアルバイトを始める新入生が多い4月から7月まで、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。鹿児島労働局では、学生アルバイトの労働条件確保のため、関係法令の周知・啓発や監督指導等に取り組んでいますが、これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持っていれば簡単に避けられるものも少なくありません。また、労働法等の知識は学生の皆さんが就職するときにも役立ちます。

キャンペーン中、鹿児島労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応します。

また、学生用の「労働条件通知書」を掲載したリーフレットや、具体的なトラブル事例を盛り込んだリーフレット等が厚生労働省ホームページに掲載されますので、参考にご覧ください。

アルバイトのトラブルで困った時は

フリーダイヤルで相談したいとき

「労働条件相談ホットライン」
にご連絡ください。

0120-811-610
月・火・木・金：
午後5時～午後10時
土・日：午前10時～午後5時



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」

行政機関に相談したいとき

お近くの労働基準監督署や「総合労働相談コーナー」（労働局や労働基準監督署の中にあります）にご連絡ください。（平日午前8時30分～午後5時15分）

労働基準監督署 検索 総合労働相談コーナー 検索

厚生労働省ホームページにお近くの労働基準監督署や総合労働相談コーナーの場所が掲載されています。

鹿児島労働局に「雇用環境・均等室」を新たに設置します

～4月から、パワハラや解雇、マタハラやセクハラなどの相談対応を一体化～

鹿児島労働局雇用環境・均等室

鹿児島労働局では組織の見直しを行い、平成28年4月から「雇用環境・均等室」を新たに設置します。

これまで、パワハラや解雇に関する相談は総務部、企業への啓発指導は労働基準部が、また、セクハラやマタハラに関する相談・指導は雇用均等室が行っていました。しかし、パワハラやマタハラなどを同時に受けるケースや、同じ企業に対して違った部署が重複して指導を行うといったケースも見られていました。

そこで、これまで担当部署ごとに行っていた取組や対応などを「雇用環境・均等室」が一体的に行うよう見直し、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの取組を効果的に推進していきます。

【ポイント】

① 総合的な行政事務の展開

「雇用環境・均等室」が、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの企業・経済団体への働きかけをワンパッケージで効果的に実施

② 労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施

「雇用環境・均等室」が、労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせんなど）を一体的に実施

③ 業務実施体制の整備・強化

女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等室」に専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置

《新たな組織の連絡先など》

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

- ①住 所：〒892-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
電 話：企画担当（企業への取組、総合労働相談等）099-223-8239 F A X：099-223-8235
- ②住 所：〒892-0847 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
電 話：指導担当（マタハラ、育児・介護休業等）099-222-8446 F A X：099-222-8459
※当面の間、担当別に業務実施

つなげて嬉しいゴールデンウィーク

ゴールデンウィークも「プラスワン休暇」で連続休暇に

鹿児島労働局雇用環境・均等室

さわやかなこの季節、連続休暇を生かして、スポーツや旅行、自然とのふれあい、家族とのコミュニケーションなど、連続休暇でしかできないさまざまな経験を通して、心身ともにリフレッシュしましょう。

今年のゴールデンウィークは、年次有給休暇を効果的に活用すると、10日の連続休暇を取得することが可能です。仕事と生活の調和のために年次有給休暇を計画的に活用してください。

このような連続休暇の現実のために活用できる制度に、労働基準法の「年次有給休暇の計画的付与制度」があります。これは、付与された年次有給休暇のうち5日を超える日数について、労使協定により、企業全体や事

業所全体、また職域の班やグループであらかじめ付与日を定めて、計画的に取得する制度です。

労使で十分に話し合い、各企業の実情に合った休暇取得のルール作りを進めましょう。

	日	月	火	水	木	金	土
4月	24	25	26	27	28	29	30
5月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14

平成28年度 労働保険年度更新手続のお知らせ

鹿児島労働局労働保険徴収室

平成28年度の労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続は、6月1日から7月11日までの間に行ってください。

- 年度更新申告書は6月1日以降にお手元にお届けできるように送付する予定です。
- 労働保険料等の算定方法は変わりません。（4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じた額となります。）賃金集計表（一括有期事業報告書等含む）の作成は、厚生労働省ホームページの年度更新申告書計算支援ツール（近日中に掲載予定）を利用すると便利です。
- 建設業で賃金総額を労務費率により算出する場合、平成27年度以降に開始された事業については、請負金額に消費税を含まないものとする改正が行われるなど、変更点がありますのでご確認ください。
- 年度更新業務（申告書の発送、審査等）の一部を民間事業者に外部委託することとしていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
- 労働保険料の納付は、金融機関をご利用ください。
- 申請することで、労働保険料・一般拠出金について、口座振替により納付することができます。
- 従業員の方の雇用保険加入手続は、別途、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）への届出が必要です。
- 平成28年度の労災保険料率は、前年度から変更はありません。
 - ・労災保険料率表は鹿児島労働局ホームページをご覧ください。
- 平成28年4月1日より雇用保険料率が引き下げられました。
 - ・雇用保険料率表は次のとおりです。

平成28年度 雇用保険料率表

事業の種類	負担者		②		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
農林水産 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000

- 年度更新説明会は実施いたしません。
- 下記日程にて申告書の集合受付を行いますので、最寄りの会場をご利用ください。

〔労働保険料の申告・納付に関するお問合せは〕

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室 電話099-223-8276

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

または最寄りの労働基準監督署まで

日 程 表

鹿児島労働基準監督署

鹿児島市薬師1-6-3 Tel 099-214-9175

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月7日(火)	10:30~16:00	種子島合同庁舎(国)(共用会議室)	0997-22-1318
6月8日(水)	9:30~12:00	中種子町立中央公民館(小会議室)	0997-27-1111
6月9日(木)	13:30~16:00	屋久島離島開発総合センター(第1会議室)	0997-42-0100
6月10日(金)	10:00~12:00	屋久島町総合センター(安房)(大会議室)	0997-43-5900
6月13日(月)	10:00~15:00	南さつま市民会館(第2会議室)	0993-53-2331
6月15日(水)	10:30~15:00	シーサイドガーデンさのさ(みさきの間)	0996-32-4177
6月17日(金)	10:00~16:00	鹿児島総合卸商業団地協同組合 オロシティーホール(大会議室)	099-260-2111
6月24日(金)	10:30~15:00	指宿市民会館(大会議室)	0993-22-4105
6月21日(火)	10:00~16:00	かごしま県民交流センター (東棟4階 大研修室4)	099-221-6600
6月22日(水)			

川内労働基準監督署

薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎 Tel 0996-22-3225

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月20日(月)	10:30~15:00	ホテルキング(2階バンケットホール)	0996-62-1511
6月28日(火)	10:00~15:00	宮之城ひまわり館(いきいき学習室)	0996-52-1123
7月7日(木)	10:00~15:00	薩摩川内市国際交流センター(2階会議室A・B)	0996-22-7741
7月8日(金)			

鹿屋労働基準監督署

鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎 Tel 0994-43-3385

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月16日(木)	10:30~15:00	曾於市商工会大隅支所(2階大会議室)	099-482-1432
6月23日(木)	10:30~15:00	サンポートしぶしアピア(2階アピアホール)	099-472-5111
6月30日(木)	10:00~15:00	鹿屋合同庁舎(4階共用会議室)	0994-43-3385
7月1日(金)			

加治木労働基準監督署

始良市加治木町新富町98-6 Tel 0995-63-2035

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月14日(火)	10:30~15:00	伊佐市文化会館(小ホール)	0995-22-6320
6月24日(金)	10:00~15:00	栗野建設会館(2階会議室)	0995-74-2221
6月27日(月)	10:00~15:00	国分シビックセンター(多目的ホール)	0995-45-5111
6月29日(水)	10:00~15:00	始良市文化会館(加音ホール 会議室)	0995-62-6200

名瀬労働基準監督署

奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎 Tel 0997-52-0574

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月8日(水)	14:00~16:30	天城町中央公民館(つつじの間)	0997-85-2258
6月9日(木)	9:30~16:00	徳之島合同庁舎(国)(2階会議室)	0997-82-1438
6月10日(金)	9:30~12:00	徳之島交流ひろば ほーらい館(会議室A)	0997-86-3319
6月15日(水)	13:00~16:00	せとうち物産館(2階会議室)	0997-72-4595
6月16日(木)	9:00~16:00	奄美文化センター(2階第2会議室)	0997-54-1211
6月17日(金)	9:00~12:00		
6月22日(水)	15:00~17:00	知名町中央公民館(2階会議室)	0997-93-2041
6月23日(木)	9:00~12:00	和泊町商工会(会議室)	0997-92-0148
6月28日(火)	15:00~17:00	与論町中央公民館(第3研修室)	0997-97-2079
7月7日(木)	9:00~12:00	喜界町中央公民館(団体室)	0997-65-0229

化学物質リスクアセスメントと 自主的な措置について

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員
黒沢郁夫

■化学物質による災害発生の主な原因として化学物質の管理が十分にされていないことがあげられます。災害事例では、印刷会社の化学物質に起因する胆管がんの発生が知られています。

■化学物質の管理には、化学物質の危険性有害性情報を適確に把握することが不可欠です。そのために一定の危険性有害性のある化学物質については文書交付として安全データシート（640種類）の提供が法的に義務付けられています。この安全データシートは化学物質の危険性有害性の要約、物理化学的な性質、ばく露防止及び保護措置、適用法令等の記載項目が定められたもので、化学物質管理の基礎となるものです。

■今回の災害事例（胆管がん発生）では発生原因の化学物質の一部は特別規則に該当しないものでした。それは安全データシートの記載事項の適用法令欄で確認できます。特別規則とは有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則等のことです。従って、これを機会に特別規則への変更を含めて法令の見直しが行われ、安全データシートの義務化（640種類）に加えて同じ化学物質に対してリスクアセスメントが努力義務から義務化（640種類）へと法改正されました。これによって化学物質に対する危険性有害性の認識が一層高められ災害防止が更に期待されることになりました。

■具体的なリスクアセスメントの実施内容は化学物質リスクアセスメント指針（平成27年9月）で公表されています。その主な内容は取り扱っている全ての化学物質の危険性有害性の特定を安全データシート等を活用して行うことから始まります。次に特定された危険性有害性からリスクレベルを決定（リスク評価）します。更にリスクレベルに応じてばく露防止、又は低減するための措置を検討するものです。この取り組みは事業者に対して化学物質への危険性有害性の認識を確かなものにする効果が期待されます。

■具体的なリスクアセスメント手法の一つに、コントロールバンディング（リスク簡易評価方法）が示されています。これは厚生労働省ホームページに紹介されています。これは必要な条件を入力すると自動的にリスク評価され低減措置まで提示されるものです。これを利用することで事業者として化学物質のリスクを容易に知ることができる利点があります。しかし低減措置については安全側を強調しているので、再度別なリスク手法での取り組みが必要と思っています。

■次に実施時期についてですが、新しい化学物質を採用もしくは変更する場合、新しい方法や手順を採用もしくは変更する場合、あるいは化学物質の危険性有害性情報が変更された場合等に行うことが義務づけられています。また、労災が発生した場合や、これまでにリスクアセスメントを行っていない場合は、リスクアセスメントを実施することが努力義務とされています。但し特別規則に該当する化学物質は法令順守になります。

■ここで化学物質リスクアセスメントの義務化はリスク評価に対してです。リスク評価後の措置として特別規則以外の化学物質については努力義務となっています。特にリスクアセスメントは健康障害防止を目的としているもので、措置については特別規則に準じた措置を検討し実施することが効果的であると思います。

■低減措置を検討する順序としては①有害性のより低い物質への代替②工学的対策（機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置など）③管理的対策（作業手順の改善、立入禁止等）④有効な保護具の使用があげられます。職場に対応した改善対策を行い健康障害防止に積極的に努めて頂きたいものです。

■少なくともリスクアセスメントのリスク評価に留まることなくリスクに応じた自主的な防止措置の実施に期待いたします。

未就職卒業生に対する就職支援！

鹿児島労働局地方訓練受講者支援室

【未就職卒業生への集中支援2016】

平成28年3月新規学校卒業生の就職内定率は、景気の緩やかな回復基調により、高水準で推移しているところですが、就職先が決定しないまま卒業した学生等も少なからずいる状況です。

そのため、鹿児島労働局では、各ハローワークにおいて学校等関係機関と連携を図り、学卒ジョブサポーターによる個別支援等により、就職先が未決定のまま卒業した学生等が、卒業後1日でも早く就職できるよう、平成28年4月1日から6月末までを「未就職卒業生への集中支援2016」として集中的に支援を行っているところです。

事業主のみなさまにおかれましては、就職を勝ち取るために就職活動を継続している未就職卒業生の採用について、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い致します。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【28年2月末現在】

県内有効求人倍率 0.94倍（前月比0.10P増）
 全国平均有効求人倍率 1.28倍（前月と同水準）

県内正社員有効求人倍率 0.63倍（前年同月比0.10P増）
 全国正社員有効求人倍率 0.86倍（前年同月比0.11P増）

※本県の雇用失業情勢は緩やかな改善傾向にあります。全国平均の有効求人倍率と比較すると、依然として低く、また、その格差が広がってきている状況にあります。事業主の皆様、正社員求人のハローワークへの提出につきまして、ご配慮くださるよう、お願いいたします。

雇用管理に役立つ助成金、活用してませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【キャリアアップ助成金の改正】

平成28年4月1日より「キャリアアップ助成金」が、これまでの6コースから3コースに整理統合され、3月31日まで暫定的に拡充していた助成額が恒久化されます。

また、正社員の短時間正社員への転換または短時間正社員の新規雇入れに関する助成金が廃止になり、処遇改善コースで助成額の定額化などの拡充が図られます。

すべてのコースにおいて、事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。支給要件についても変更となりましたので、詳細については厚生労働省のホームページで確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

問合せ先：助成金第2係 電話099-219-5101

平成28年 業種別死傷災害発生状況（3月末速報値）

鹿児島労働局

	平成28年		平成27年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	316	5	297	4	19	1
1 製造業	67	1	49	1	18	
1 食品品製造業	46	1	24		22	1
4 木材・木製品製造業	5				5	
9 窯業土石製品製造業	2		3		-1	
11~12 金属製品製造業			5	1	-5	-1
13~15 機械器具製造業	6		6			
上記以外の製造業	8		11		-3	
2 鉱業	0					
3 建設業	48	1	64	1	-16	
1 土木工事業	16		21	1	-5	-1
2 建築工事業	25	1	37		-12	1
3 その他の建設業	7		6		1	
4 運輸交通業	43		37		6	
1 鉄道・航空機業	2		1		1	
2 道路旅客運送業	5		1		4	
3 道路貨物運送業	36		35		1	
4 その他の運輸交通業	0					
5 貨物取扱業	7		4	1	3	-1
1 陸上貨物取扱業	4		1	1	3	-1
2 港湾運送業	3		3			
6 農林業	14	2	16		-2	2
1 農業	3		7		-4	
2 林業	11	2	9		2	2
7 畜産・水産業	16		12	1	4	-1
8 商業	36	1	36			1
1 卸売業	5		3		2	
2 小売業	24	1	28		-4	1
3 理美容業						
4 その他の商業	7		5		2	
9 金融・広告業	6		2		4	
11 通信業			1		-1	
12 教育・研究業	5		2		3	
13 保健衛生業	45		32		13	
1 医療保健業	18		14		4	
2 社会福祉施設	27		17		10	
3 その他の保健衛生業			1		-1	
14 接客娯楽業	11		17		-6	
1 旅館業	4		5		-1	
2 飲食店	2		7		-5	
3 その他の接客娯楽業	5		5			
上記以外の事業	18		25		-7	
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	8		16		-8	
16 官公署	1		2		-1	
17 その他の事業	9		7		2	
陸上貨物運送事業(4-3・5-1)	40		36		4	
第三次産業(8~17)	121		115		6	

平成27年 業種別死傷災害発生状況（確定値）

鹿児島労働局

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1751	17	1729	21	22	-5
1 製造業	321	2	351	4	-30	-2
1 食品品製造業	197	1	224	2	-27	-1
4 木材・木製品製造業	10		20		-10	
9 窯業土石製品製造業	21		14		7	
11~12 金属製品製造業	12	1	20		-8	1
13~15 機械器具製造業	24		24			
上記以外の製造業	57		49	2	8	-2
2 鉱業	3		4		-1	
3 建設業	290	5	267	6	23	-1
1 土木工事業	103	3	92	3	11	
2 建築工事業	161	1	153	3	8	-2
3 その他の建設業	26	1	22		4	1
4 運輸交通業	203	3	222	3	-19	
1 鉄道・航空機業	8		5		3	
2 道路旅客運送業	17		27	1	-10	-1
3 道路貨物運送業	177		190	2	-13	1
4 その他の運輸交通業	1				1	
5 貨物取扱業	18		13	1	5	-1
1 陸上貨物取扱業	8		4		4	
2 港湾運送業	10		9	1	1	-1
6 農林業	92	2	86	2	6	
1 農業	42		40	1	2	-1
2 林業	50	2	46	1	4	1
7 畜産・水産業	97	3	85	1	12	2
8 商業	224	1	261	1	-37	
1 卸売業	28		41		-13	
2 小売業	164	1	194	1	-30	
3 理美容業	4		1		3	
4 その他の商業	28		25		3	
9 金融・広告業	15		12		3	
11 通信業	9		12		-3	
12 教育・研究業	21		13		8	
13 保健衛生業	218		200		18	
1 医療保健業	84		81		3	
2 社会福祉施設	127		111		16	
3 その他の保健衛生業	7		8		-1	
14 接客娯楽業	119		115	3	4	-3
1 旅館業	30		32	1	-2	-1
2 飲食店	56		55	2	1	-2
3 その他の接客娯楽業	33		28		5	
上記以外の事業	121	1	88		33	
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	72	1	52		20	
16 官公署	1		1			
17 その他の事業	48		35		13	
陸上貨物運送事業(4-3・5-1)	185	3	194	2	-9	1
第三次産業(8~17)	727	1	701	4	26	-3

厚生労働省鹿児島労働局委託事業 専門家派遣・相談等支援事業

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター 設置のごあんない

受託者：公益社団法人鹿児島県労働基準協会

本会は、鹿児島労働局より委託を受けて賃金引上げのための経営管理や労働管理などの専門家による無料相談等のワン・ストップサービスを提供するため鹿児島県最低賃金総合相談支援センターを開設しました。

最低賃金引上げの影響を受けるあなたの会社に備えはできていますか？

賃金引上げのためには、経営改善や生産性向上とともに、賃金制度・労務管理・就業規則などの見直しが必要です。そのような悩みについて、鹿児島県最低賃金総合相談支援センターでは**専門家である社会保険労務士が無料**でご相談に応じます。また、皆さまの会社に専門家を派遣してご相談に応じることも可能です。是非、ご利用ください。

◎最低賃金に関するご相談は◎

相談無料
秘密厳守

ご相談ダイヤル 0120-898-930

相談体制 電話相談・来所相談・専門家派遣（要予約）

時 間 9：00～17：00

期 間 平成29年3月31日まで

但し、土、日曜日及び祝祭日等を除く

センター以外の場所でも窓口を設置し、相談にあたります。

【日程・場所等はホームページ等でご案内致します。】

場 所 鹿児島県最低賃金総合相談センター

鹿児島市新屋敷町16-16（公社）鹿児島県労働基準協会内

（駐車場は、「公社ビル駐車場」をご利用下さい【50分無料】）

最低賃金に関する相談無料！専門家派遣もOK！

<労務管理に関する相談の例>

- 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定等）の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの
厚労省関係支援制度などのご案内

お気軽にご相談ください。



平成28年6月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2
※は学科会場がオロシティーホールとなります。

問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 6/6～6/10	5/9～5/13	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 6/6～6/7		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
※ 玉 掛 け	6/13～6/15	5/16～5/20	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	6/27～6/29	5/30～6/3	【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	
技能講習 車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 6/13～6/17	5/16～5/20	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
	【科目免除者】 6/13～6/14		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	
	【全科目者】 6/27～7/1	5/30～6/3	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 6/27～6/28		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	
不整地運搬車運転	6/20～6/21	5/23～5/27	会員 34,480円 一般 35,480円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転(整地等又は解体用)技能講習修了者
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	6/22～6/24	5/23～5/27	会員 18,440円 一般 19,440円	
特別教育	クレーン運転	6/6～6/7	5/9～5/13	会員 16,770円 一般 20,010円
	アーク溶接等	6/20～6/22	5/23～5/27	会員 18,360円 一般 21,600円
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	6/23～6/24	5/23～5/27	会員 16,460円 一般 19,700円
その他	※第二種衛生管理者試験準備講習	6/30～7/1	5/30～6/3	会員 15,336円 一般 18,576円

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 建設労働者確保育成助成金制度の一部が改正されました。講習日の1か月前までに計画届の提出が必要です。
詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。

記事訂正のお知らせ

本号14ページ掲載の「平成27年 業種別死傷災害発生状況(確定値)」に誤りがありましたので
下記のとおり訂正(下線部分)しお詫び申し上げます。

なお、労働災害発生状況は、鹿児島労働局ホームページに掲載されています。

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成27年 業種別死傷災害発生状況 (確定値)

鹿児島労働局

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1751	17	1729	21	22	-4
1 製造業	321	2	351	4	-30	-2
1 食料品製造業	197	1	224	2	-27	-1
4 木材・木製品製造業	10		20		-10	
9 窯業土石製品製造業	21		14		7	
11～12 金属製品製造業	12	1	20		-8	1
13～15 機械器具製造業	24		24			
上記以外の製造業	57		49	2	8	-2
2 鉱業	3		4		-1	
3 建設業	290	5	267	6	23	-1
1 土木工事業	103	3	92	3	11	
2 建築工事業	161	1	153	3	8	-2
3 その他の建設業	26	1	22		4	1
4 運輸交通業	203	2	222	3	-19	-1
1 鉄道・航空機業	8		5		3	
2 道路旅客運送業	17		27	1	-10	-1
3 道路貨物運送業	177	2	190	2	-13	
4 その他の運輸交通業	1				1	
5 貨物取扱業	18	1	13	1	5	
1 陸上貨物取扱業	8	1	4		4	1
2 港湾運送業	10		9	1	1	-1
6 農林業	92	3	86	2	6	1
1 農業	42		40	1	2	-1
2 林業	50	3	46	1	4	2
7 畜産・水産業	97	2	85	1	12	1
8 商業	224	1	261	1	-37	
1 卸売業	28		41		-13	
2 小売業	164	1	194	1	-30	
3 理美容業	4		1		3	
4 その他の商業	28		25		3	
9 金融・広告業	15		12		3	
11 通信業	9		12		-3	
12 教育・研究業	21		13		8	
13 保健衛生業	218		200		18	
1 医療保健業	84		81		3	
2 社会福祉施設	127		111		16	
3 その他の保健衛生業	7		8		-1	
14 接客娯楽業	119		115	3	4	-3
1 旅館業	30		32	1	-2	-1
2 飲食店	56		55	2	1	-2
3 その他の接客娯楽業	33		28		5	
上記以外の事業	121	1	88		33	1
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	72	1	52		20	1
16 官公署	1		1			
17 その他の事業	48		35		13	
陸上貨物運送事業 (4-3・5-1)	185	3	194	2	-9	1
第三次産業 (8～17)	727	2	701	4	26	-2